

# 平成 30 年度

練馬区福祉のまちづくり推進条例運用報告書



# 平成 30 年度練馬区福祉のまちづくり推進条例運用報告書

平成 22 年 10 月 1 日、練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成 22 年 3 月練馬区条例第 16 号。以下「条例」という。）が施行された。この条例は、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的として、福祉のまちづくりの推進に関する 3 つの基本理念を定めている。

その実現手段として、区、事業者および区民等の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりの推進に関する計画、公共的建築物および公共施設等の整備に関する基準等必要な事項を定めている。

条例第 54 条では、条例運用状況について定期的に報告書を作成し、公表することとしている。この規定に基づき、平成 30 年度の運用状況について報告する。

## 1 公共的建築物の整備に関する手続

公共的建築物とは、別表にある多数の者が利用する、練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（平成 22 年 3 月規則第 47 号。以下「規則」という。）で定める建築物等をいう。

※(1) 協議申請から(4)完了検査までの件数の内容詳細については、別表参照

### (1) 協議申請（第 14 条）

公共的建築物で規則で定める用途および規模のものの建築等を行おうとする者（特定整備者）は事前に協議をしなければならない。

件数 151 件

### (2) 協議終了通知（第 15 条）

条例第 14 条の協議終了時には、特定整備者に書面通知する。

件数 156 件

### (3) 変更協議申請（第 16 条）

特定整備者は協議終了から工事完了までに変更があるときは、協議をしなければならない。

件数 55 件

### (4) 完了検査（第 17 条）

特定整備者からの工事完了届により完了検査を行う。

件数 177 件

### (5) 措置の公表（第 18 条）

特定整備者が講じた措置について同意を得て公表することができる。

件数 44 件

学校等施設 2 件、医療等施設 2 件、物販店舗 8 件、共同住宅 8 件、  
福祉施設 18 件、飲食店等 2 件、サービス店舗 3 件、自動車関連施設 1 件

## 2 公共的建築物の整備基準

整備基準とは、規則で定める公共的建築物に関し、すべての人が安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な構造および設備に関する基準をいう。

### 整備水準証の交付（第13条）

協議終了後、完了検査を行った公共的建築物については、整備基準の適合状況に応じて証票を交付する。

交付件数 158件

整備水準証		適合状況の表示方法			
水準	適合状況				
	小規模建築物以外		小規模建築物		
	80%超	★★★	80%超	★★★	
	20%超 80%以下	★★	60%超 80%以下	★★	
	20%以下	★	60%以下	★	
0%	整備なし	0%	整備なし		



- ・整備基準・・・施設の用途や規模に応じて整備項目（出入口、廊下、階段、便所など）ごとの整備すべき内容（出入口は幅85cm以上など）を定めている。
- ・重点整備内容・整備基準のうち、項目ごとに、重要な整備すべき内容を指定し、公共的建築物所有者等が遵守することとしている。
- ・整備内容・・・整備基準のうち、項目ごとに、バリアフリー法令による整備を上回る基準を指定し、その整備に努めることとしている。
- ・適合状況・・・整備基準（重点整備内容・整備内容）について、その状況を4段階（★印の数）で表示する。

※公共的建築物のうち、官公署、福祉施設、大規模な建築物等の重点整備内容がバリアフリー法令により整備が義務化されているものについては、『バリアフリー法令により整備が義務化』と表示する。（整備状況は概ね『★★★』と同等以上となる。）また、バリアフリー法令が適用されない小規模等の施設については、その適合状況を『★』で表示する。

ア 小規模建築物以外の適合状況（用途により規模が異なる）

対象用途	整備基準		件数
	重点整備内容	整備内容	
学校等施設	バリアフリー法令により整備が義務化	★★	4
医療等施設	バリアフリー法令により整備が義務化	★★	1
物品販売業を営む店舗	バリアフリー法令により整備が義務化	★★	2
	★★	★★	7
事務所	★★★	★★	1
	★★	★★	1
共同住宅等	バリアフリー法令により整備が義務化	★★	10
	★★	★★	17
	整備無し	★★	5
福祉施設	バリアフリー法令により整備が義務化	★★	47
	整備無し	★★	2
飲食店等	★★	★★	1
複合施設	バリアフリー法令により整備が義務化	★★	6
	★★★	★★	1
	★★	★★	7
合計			112

イ 小規模建築物の適合状況（用途により規模が異なる）

対象用途	整備基準		件数
	重点整備内容	整備内容	
医療等施設	★★★	★	1
	★★	★★★	3
	★★	★	2
	★★	整備無し	1
	★	★	1
	★	整備無し	1
物品販売業を営む店舗	★★★	★★★	1
	★★★	整備無し	8
	★★	★	1
	★★	整備無し	7
	★	整備無し	2
運動施設または遊技場等	★★★	★★★	1
飲食店等	★★	整備無し	3
	★	★★	1
	★	★	2
	★	整備無し	1
サービス店舗等	★★★	整備無し	4
	★	★★	1
	★	★	1
	★	整備無し	4
合計			46

### 3 公共施設等の整備に関する手続

公共施設等とは、下記の表にある道路、公園、駐車場等規則で定める施設をいう。

#### (1) 工事の届出(第19条)

公共施設等で規則で定める種類および規模のものの新設または改修を行おうとする事業者は、あらかじめ届け出をしなければならない。(変更を含む。)

件数 4件

#### (2) 完了の届出(第20条)

事業者は、工事を完了したときには届け出をしなければならない。

件数 4件

#### (3) 措置の公表(第21条)

区長は、事業者の同意を得て公表することができる。

件数 0件

区分	届出対象部分 面積	工事 届出件数 (第19条1 項)	変更 届出件数 (第19条2 項)	完了届出 件数 (第20条)	公表件数 (第21条)
道路	すべての施設	0	0	0	0
公園等	すべての施設	4	0	4	0
駐車場	500 m <sup>2</sup> 以上	0	0	0	0
公共交通 施設	すべての施設	0	0	0	0
合計		4件	0件	4件	0件

### 4 区民の意見聴取(第22条)

区長は、一定規模以上の建築物を建築し、または公園を新設しようとするときは、整備に関し、区民の意見を聴取し、その意見の反映に努める。

件数 3件

(物件名 北保健相談所、関町北小学校、上石神井三丁目公園)

## 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

### 制限の緩和（第 41 条）

区長は、法令等の規定によることなく、建築物特定施設を円滑に利用することができると認めた場合またはやむを得ないと認める場合は、条例第 27 条から第 39 条までの規定を適用しないことができる。

件数 1 件

## 6 移動等円滑化基本構想の提案手続

### 支援（第 42 条）

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第 27 条第 1 項の規定による提案をしようとする者に対して、情報の提供および必要な技術的支援を行うことができる。

件数 0 件

## 7 雜則

公共的建築物または公共施設等の整備に関する手続きについて、事業者に対して報告、立入調査、勧告、公表を行うことができる。

- |                  |    |     |
|------------------|----|-----|
| (1) 報告（第 50 条）   | 件数 | 0 件 |
| (2) 立入調査（第 51 条） | 件数 | 0 件 |
| (3) 勧告（第 52 条）   | 件数 | 0 件 |
| (4) 公表（第 53 条）   | 件数 | 0 件 |

別表

平成 30 年度公共的建築物の整備に関する手続き実績（用途・規模別）

公共的建築物	協議対象部分面積	小規模	協議申請件数 (第 14 条)	協議終了通知件数 (第 15 条)	変更協議申請件数 (第 16 条)	完了検査件数 (第 17 条)
学校等施設	すべての規模		6	7	7	4
医療等施設(入院施設有)	すべての規模		1	1		1
医療等施設(入院施設無)	500 m <sup>2</sup> 以上			1	2	
	200～500 m <sup>2</sup>		1	1		
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	5	6	1	7
助産所、施術所または薬局	200 m <sup>2</sup> 以上					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○				
興行施設	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
集会施設 (1 の集会室の床面積が 200 m <sup>2</sup> 超)	すべての規模					
集会施設(公会堂)	すべての規模					
集会施設 (1 の集会室の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以下)	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
集会施設(公民館など)	200 m <sup>2</sup> 以上					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	1	1		
展示施設等	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○	2	2		1
物品販売業を営む店舗(卸売市場)	2000 m <sup>2</sup> 以上					
	2000 m <sup>2</sup> 未満	○				
物品販売業を営む店舗	500 m <sup>2</sup> 以上		2	2	1	2
	200～500 m <sup>2</sup>		7	6		7
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	20	23	1	25
宿泊施設	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
事務所(官公署)	すべての規模		1			
事務所	2000 m <sup>2</sup> 以上		1	1		2
	500～2000 m <sup>2</sup>	○	1	1		
共同住宅等	2000 m <sup>2</sup> 以上		16	15	9	15
	1000～2000 m <sup>2</sup>		21	23	12	17
共同住宅等(寄宿舎等)	1000 m <sup>2</sup> 以上					
福祉施設	すべての規模		42	41	16	49
運動施設	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○	1	1	1	1

公共的建築物	協議対象部分面積	小規模	協議申請件数 (第14条)	協議終了通知件数 (第15条)	変更協議申請件数 (第16条)	完了検査件数 (第17条)
遊戯施設	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	300～1000 m <sup>2</sup>	○				
文化施設	すべての規模					
公衆浴場	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
飲食店等(飲食店)	500 m <sup>2</sup> 以上					
	200～500 m <sup>2</sup>					2
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	10	10	2	8
飲食店等(料理店)	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	300～1000 m <sup>2</sup>	○				
飲食店等 (キャバレー、ナイトクラブ等)	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	300～1000 m <sup>2</sup>	○				
サービス店舗等	500 m <sup>2</sup> 以上		1	1		
	200～500 m <sup>2</sup>					
	200 m <sup>2</sup> 以上※					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	8	9		11
工業施設	2000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000～2000 m <sup>2</sup>	○				
車両、船舶、航空機の待合所	すべての規模					
自動車関連施設(車庫)	500 m <sup>2</sup> 以上					
自動車関連施設(修理工場、洗車場)	200 m <sup>2</sup> 以上					
自動車関連施設(給油取扱所)	200 m <sup>2</sup> 以上					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○				
自動車関連施設(教習所)	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
公衆便所	すべての規模		2	2		4
公共用歩廊	2000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000～2000 m <sup>2</sup>	○				
地下街	2000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000～2000 m <sup>2</sup>	○				
複合施設	2000 m <sup>2</sup> 以上		1	1	2	8
	1000～2000 m <sup>2</sup>	○			1	13
店舗(用途未定)等	500 m <sup>2</sup> 以上					
	200～500 m <sup>2</sup>					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	1	1		
合計			151	156	55	177

※学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの